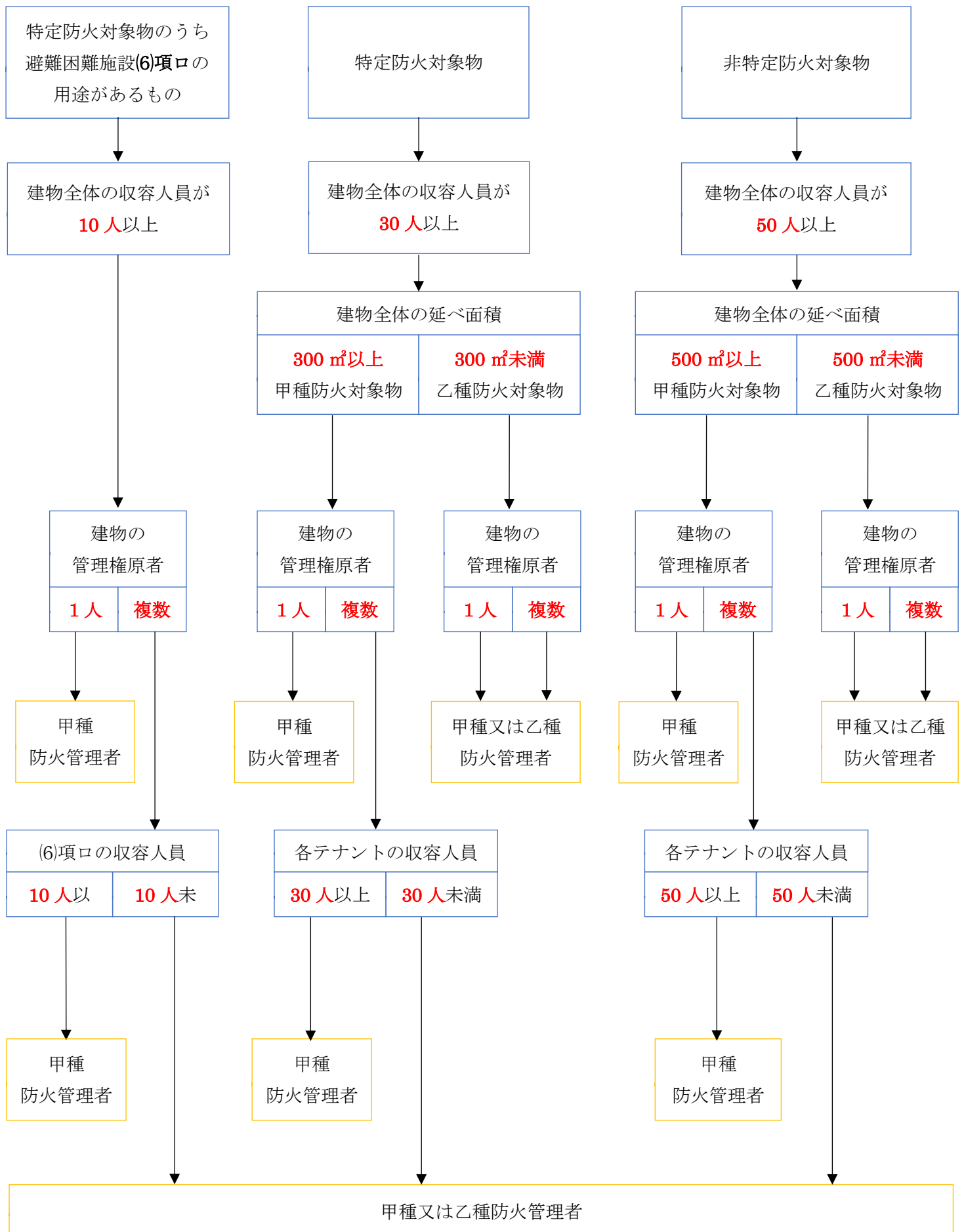


防火管理者（甲種・乙種）フローチャート



【特定防火対象物とは】

不特定多数の人が出入りする、火災が発生した場合に人命危険が高い建物で、消防法施行令別表第一に掲げるもののうち(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項の防火対象物をいう。

【非特定防火対象物とは】

ある程度利用者が特定されている建物で、消防法施行令別表第一に掲げるもののうち、(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項から(20)項までの防火対象物をいう。

【甲種防火対象物とは】

特定防火対象物で、建物全体の収容人員の合計が30人以上かつ、建物の延べ面積が300㎡以上のもの及び、非特定防火対象物で、建物全体の収容人員の合計が50人以上かつ、建物の延べ面積が500㎡以上のものをいう。

【乙種防火対象物とは】

特定防火対象物で、建物全体の収容人員の合計が30人以上かつ、建物の延べ面積が300㎡未満のもの及び、非特定防火対象物で、建物全体の収容人員の合計が50人以上かつ、建物の延べ面積が500㎡未満のものをいう。

【収容人員とは】

防火対象物に出入りし、勤務し、または居住する者の合計数をいう。
従業員数・床面積・椅子の数等により算出。(消防法施行規則第1条の3)

【管理権原者とは】

防火対象物について正当な管理権を有し、当該防火対象物の管理行為を法律、契約または慣習上当然行うべき者をいう。(管理権原者は防火管理の最終責任者です。)

【甲種防火管理者とは】

甲種防火管理講習を修了したもので、大規模な防火対象物や、火災発生時に人命への甚大な被害をもたらすと考えられる施設を含む、全ての防火対象物の防火管理者となる資格を有するものの。

【乙種防火管理者とは】

甲種防火対象物以外の防火対象物の防火管理者になれるもの。

【(6)項ロの防火対象物とは】

老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設等